

住宅関連ローン

2026年1月5日現在

商品名	スーパーリフォームローン												
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区に住所又は居所や事業所を有する個人の方 ②当金庫の営業地区内において勤労に従事されている方又は地区内に事業所を有する者の役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をいただき会員になることができます。なお、会員になっていただかなくても、ご融資させていただくことが可能な場合もございます。 ・健康保険に加入されている方 ・申込み時の年齢が満20歳以上65歳以下の方 ・信用事故のない方 ・安定継続した収入のある方 給与所得の方、又は年金を受給されている方及び同一場所で同一業種を1年以上営業されている方か法人役員の方 ・固定電話又は携帯電話を所有され連絡のとれる方 ・日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者の方 ・一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という。）の保証が得られる方 <p>【リピートリフォームプラン】</p> <p>次の（i）のローンをご利用中か完済された方で（ii）の条件を満たされる場合は、保証料を優遇する「リピートリフォームプラン」をご利用いただけます。</p> <p>（i）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①マイカーローン</td> <td style="width: 50%;">②eマイカーローン</td> </tr> <tr> <td>③マイカーローン21</td> <td>④eマイカーローン21</td> </tr> <tr> <td>⑤教育プラン</td> <td>⑥e教育プラン</td> </tr> <tr> <td>⑦リフォームローン</td> <td>⑧eリフォームローン</td> </tr> <tr> <td>⑨スーパーリフォームローン</td> <td>⑩eスーパーリフォームローン</td> </tr> <tr> <td>⑪住宅ローン</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">※ ③～⑪はしんきん保証基金の保証であること。 ③～⑩はリピートプランを含む。</p> <p>（ii）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付実行日より6ヵ月経過し、かつ直近の約定返済が行われている方。 ・完済して3年以内の方 	①マイカーローン	②eマイカーローン	③マイカーローン21	④eマイカーローン21	⑤教育プラン	⑥e教育プラン	⑦リフォームローン	⑧eリフォームローン	⑨スーパーリフォームローン	⑩eスーパーリフォームローン	⑪住宅ローン	
①マイカーローン	②eマイカーローン												
③マイカーローン21	④eマイカーローン21												
⑤教育プラン	⑥e教育プラン												
⑦リフォームローン	⑧eリフォームローン												
⑨スーパーリフォームローン	⑩eスーパーリフォームローン												
⑪住宅ローン													
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みご本人様が居住し、ご本人様もしくはご家族の方（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有されている自宅、またはご家族の方が居住し、ご本人様が所有している自宅にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> ①リフォーム（増改築・修繕）資金及びそれに伴う諸費用 ②申込人が①または⑤を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借入れたローンの借換え資金及び借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料（借換え直前3か月以内の約定返済で、返済履行延滞が1度もないものに限る。） ③申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ローン又はそれを借換えたもの（借換え直前3か月の約定返済で、3営業日以上履行延滞が1度もないものに限る。）の借換え資金及び借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①または②と合わせた申込みに限る。） ④リフォームに付随して必要となるインテリア家電品等購入資金（①と合わせた申込みで100万円まで） ⑤空き家解体費用（※融資額は500万円以内） <p>【対象となる物件の条件】</p> <p>リフォーム対象物件取得時の住宅ローン利用後、1年以上経過していること。 申込人はその同居家族の持家で、抵当権・差押え等の各種（仮）登記がないもの ※次のものは各種（仮）登記から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の貸付金（事業資金・住宅ローン等）に係る抵当権及び根抵当権 ・他行住宅ローンに係る抵当権（他行住宅ローンとは自宅取得にかかる金融機関、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体、住宅金融公庫、年金等の公的融資及び申込み人の勤務先又は共済組合から借入れた住宅ローン） 												

次ページへつづく

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ご本人確認資料 運転免許証・個人番号カード・運転経歴証明書のいずれか1点 ※日本国籍以外の方は、本人確認資料に加えて、永住者または特別永住者であることを確認できる資料が必要です。 資金用途確認資料 見積書・注文書・請求書等資金用途を確認できる資料及び申込み時点から3か月以内の全部事項証明書（登記簿謄本） 借換の場合は、借換対象ローンの資金用途確認書類も必要です。 （融資残高確認書類・返済履歴確認書類） 融資金額が100万円を超える場合は所得証明資料が必要です。 		
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上1,000万円以内（1万円単位） しんきん保証基金のご利用額（他の信用金庫を含む。）の合計額が3,000万円以内 ご融資金は工事契約者への振り込みとなります。 なお、ご融資金額によっては当金庫の会員になっていただく必要があります。 		
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 6か月以上15年以内（6か月単位） 		
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 変動金利です。 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 店頭でお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ「金利一覧」をご覧ください。 ご融資利率は金融情勢などに応じて変更されることがございます。 適用されるご融資利率は、お申込み時ではなく、<u>実際にお借入れいただく日の当金庫住宅ローンプライムレートに基づきご融資利率が適用されます。</u> （場合によってはお申込み時の利率と異なる場合がございます。） <p>【変動金利の基準金利】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当金庫住宅ローンプライムレートを基準とする変動金利となります。 <ol style="list-style-type: none"> ご融資時の適用利率は、3月1日又は9月1日現在の当金庫住宅ローンプライムレートを基準に、各4月1日又は10月1日に変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合には、それ以外の日に適用利率を変更することがございます。 ご融資後の適用利率は基準金利（当金庫住宅ローンプライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引下げ、又は引上げられます。ご融資後の利率の変更は4月と10月で新利率は各翌々月の約定返済分から適用いたします。 ただし、ボーナス月増額返済併用の場合は、変動後最初に到来するボーナス月の翌月返済分から適用いたします。 		
	団体信用生命保険なし	団体信用生命保険付	三大疾病特約付
	当金庫住宅ローン プライムレート + 0.83%	当金庫住宅ローン プライムレート + 1.13%	当金庫住宅ローン プライムレート + 1.43%

次ページへつづく

北おおさか信用金庫

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もご利用いただけます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内とさせていただきます。 ボーナス月増額返済は6か月ごとのご指定月にさせていただきます。 ご返済日は毎月2日又は22日のいずれかを選択していただけます。 ご返済額については店頭にお問い合わせいただくか、ホームページのローンシミュレーションでご確認ください。 												
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> 必要ございません。 												
振込指定等	<p>ご指定が必要です。</p> <p>※ただし、融資金の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込を免除することが可能です。</p> <p>※工事完了後の実行となりますので、お申込人さまおよび施工業者さまより、工事完了届出書を提出していただきます。</p>												
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ご融資利率に含まれます。 												
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> 必要ございません。 												
印紙代	<ul style="list-style-type: none"> 金銭消費貸借契約証及び変動金利特約書には所定の印紙税が必要となります。 <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="408 987 1257 1050"> <tr> <td>ご融資金額</td> <td>～10万円</td> <td>～50万円</td> <td>～100万円</td> <td>～500万円</td> <td>～1,000万円</td> </tr> <tr> <td>印紙税</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> <td>10,200</td> </tr> </table>	ご融資金額	～10万円	～50万円	～100万円	～500万円	～1,000万円	印紙税	400	600	1,200	2,200	10,200
ご融資金額	～10万円	～50万円	～100万円	～500万円	～1,000万円								
印紙税	400	600	1,200	2,200	10,200								
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談窓口（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談窓口又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談窓口若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>												
その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しましては、事前の審査をさせていただきます。結果によりましては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ご返済の試算など詳しくは当金庫の営業店窓口にお問い合わせください。またホームページでもご確認ください。 												

北おおさか信用金庫